

高岡市議会議員政治倫理条例 解説付

(目的)

第1条 この条例は、高岡市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上に努め、市民に信頼される市議会づくりを進め、もって市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

【解説】 議会基本条例に基づき、議員の政治倫理に関し必要な事項を定め、市民に信頼される市議会づくり、ひいては市政の健全な発展に寄与することをこの条例の目的として規定しています。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

【解説】

- 1 議員自らが、市民の信託を受けた全体の奉仕者であることを自覚し、その使命の達成に努めることを規定しています。
- 2 本条例の倫理基準等に反するとの疑惑を持たれたときは、自らその疑惑を解明することを規定しています。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 本市の職員の公正な職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 本市又は本市が資本金、基本金その他これらに準じるものを出資している法人若しくは本市の施設の指定管理者が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。



- (4) 本市の職員の採用、昇任又は人事異動に関し、働き掛けをしないこと。
- (5) 議員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2 の規定の趣旨を尊重するとともに、議会の審議や調査権、議決権などを通じて市の事務や事業に対して影響力を持つことを認識し、市に対して行う請負その他の契約に関して、市民の疑惑を招くことのないようにしなければならない。

【解説】 議員の政治倫理基準について、次の事項を規定しています。

- (1) 議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止、また不正の疑惑を持たれるような金品の授受及び行為の禁止
- (2) 市職員が公正に行う職務執行を妨げるような働きかけの禁止
- (3) 市（市が出資する法人や本市の施設の指定管理者を含む）が行う許可又は請負契約に関して、特定の個人や法人に有利、不利となるような働きかけの禁止
- (4) 市職員人事への介入禁止
- (5) 市の請負契約において、地方自治法第 92 条の 2 の趣旨を尊重し、議員の兼業は市民の疑惑を招かないよう注意する。

※地方自治法第 92 条の 2

普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

（審査会の設置）

第 4 条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査し、及び審査するため、別に定めるところにより、高岡市議会議員政治倫理審査会を置くことができる。

【解説】 議長が議員の政治倫理基準の遵守について調査する必要があると認めたときは、別に定める「高岡市議会議員政治倫理審査会の組織及び運営に関する規程」により高岡市議会議員政治倫理審査会を設置し、調査することができることを規定しています。



(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

【解説】 この条例の施行に関し必要となる事項は、別に定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

